

第三十六号議案

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

江戸川区公共溝渠管理条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「なす」を「成す」に改める。

第三条第三号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第四条第一号中「よこぎり」を「横切り」に改める。

第五条中「の各号の」を「に掲げる事項のうち必要な」に改める。

第六条中「書類」の下に「のうち必要な書類」を加える。

第七条中「くわしく」を「詳しく」に改める。

第十条中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第十一条第三号中「使用するとき」の下に「その他区長が必要と認めるとき」を加える。

第二十条の見出しを「（監督処分）」に改め、同条中「既に施設した工作物を改築若しくは除却させ、原状の回復」を「公共溝渠及びその水面に存する許可に係る工作物その他の物件（以下「工作物等」という。）を改築若しくは除却させ、原状の回復その他必要な措置」に改める。

第二十三条中「すべて」を「全て」に改める。

第二十六条を第二十九条とし、第二十五条を第二十八条とする。

第二十四条に次の一号を加え、同条を第二十七条とする。

三 第二十六条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第五章中第二十七条の前に次の三条を加える。

（無許可行為に対する措置）

第二十四条 区長は、第四条に規定する許可を受けないで同条各号に規定する行為をする者に対し、期限を定めて、工作物等の改築、除却、原状の回復その他必要な措置を命ずることができる。

（措置命令を履行しない場合の手続）

第二十五条 第二十条及び前条の規定による必要な措置を命ぜられた者（以下「義務者」という。）が当該命令を履行しない場合において、区長は、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者にこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

（立入調査）

第二十六条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、区職員をして、工作物等に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により、立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項から第四項までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 江戸川区新左近川マリーナ条例を廃止する等の条例（平成二十四年三月江戸川区条例第 号）第二条の施行の日の前日において、同条の規定による廃止前の江戸川区新左近川マリーナ条例（平成五年三月江戸川区条例第十五号。以下「廃止前のマリーナ条例」という。）第五条第一項の規定による許可を現に受けている漁船（同条例第三条第二号に規定する漁船をいう。）の使用者（以下「漁船使用者」という。）については、附属物及び水面の使用について第四条に規定する区長の許可を受けていたものとみなし、第十三条の規定による継続使用の手続を行うことができる。

3 第九条及び第十条の規定にかかわらず、漁船使用者の使用料の額は、廃止前のマリーナ条例第九条の規定により算定した額とする。

4 第十六条及び第十七条の規定にかかわらず、漁船使用者の使用の権利は、他人に移転し、及び相続又は法人の合併若しくは分割により承継することはできないものとする。

(説明)

公共溝渠の管理上、不法に占用する船舶の除却等に係る手続を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。